

事務局 松戸市小根本 57-4

TEL 047-363-0389

FAX 047-365-1370

流山分室 流山商工会議所内 1 階

TEL 04-7150-1116 (FAX 共通)

鎌ヶ谷分室

鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10

TEL 047-445-4485 (FAX 共通)

公益社団法人 松戸青色申告会 会報

 青色まつど

10 月・11 月・12 月号

<http://www.matsudo-airo.or.jp/>

令和 6 年 10 月 25 日

第 5 9 号

(公社)松戸青色申告会

会長 恩田 忠治

編集 広報委員会



今後の相談会のご案内



日頃より会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

今年も残すところ3ヶ月となり、決算の時期が近付いてまいりました。当会では9月より「中間決算相談会」を行っております。「確定申告期のご相談」については、完全予約制(1枠45分)とさせていただきます。スムーズに確定申告期を迎えていただけるように、帳簿と通帳などの数字をきちんと合わせておく必要があります。パソコン会計でも日頃の記帳が不十分な場合は10万円控除となります。是非「中間決算相談会」へお越しいただきますようお願いいたします。

〈会員様のご相談スケジュール〉

	ご相談期間	ご相談内容	例
記帳指導相談会	令和6年12月27日(金)まで	帳簿の記帳について	○開業してで色々聞きたい ○帳簿の記入の仕方がわからない等 ○適格請求書発行業者の皆様
	令和6年12月27日(金)まで	会計ソフトの利用方法	○入力方法がわからない ○インストールの方法 ○バックアップの方法等 ○消費税課税事業者の皆様
減価償却	令和6年12月27日(金)まで	減価償却関係 (10万円以上の資産を購入した方)	○賃貸物件(アパート他)の購入 ○事業用の車の買い替え等
年末調整	令和7年1月20日(月)まで	源泉所得税関係 (従業員、専従者の税金)(納特である場合のみ)	○年末調整 ○源泉徴収票・法定調書合計表の書き方等
確定申告相談会	令和7年1月24日(金)から 令和7年3月14日(金)まで	確定申告(1枠45分。無料予約は3月7日(金)まで3月10日(月)より有料) ご予約の際、予約番号をお渡ししますので、相談日にご持参ください	○確定申告についてアドバイス ○決算書サポート ○申告書サポート

※減価償却資産の追加・買い替え・訂正等は、ご相談にお時間がかかりますので、12月27日(金)までにお越し下さい。(令和7年1月以降は登録ができません)

※会員の皆様待ち時間なくスムーズに確定申告を終えることが出来ますよう、「中間決算相談会」にお越しいただき、確定申告のご準備をお願いいたします。

※3回目の申告相談及び3月10日以降の相談は有料となります。やむを得ず4回目以降に相談する場合は4月以降の期限後申告となります(有料)。

※令和6年分の確定申告をe-Taxで出来る**最終予約日は3月7日(金)**です。早めのご予約をお願いいたします。また、ご家族の申告は4月以降にご予約をお願いいたします。なお、ご家族様の相談は1件1,000円となります。**※令和7年3月3日から3月17日まで各分室は閉館となります。**3月の確定申告相談会は松戸事務局のみとなります。

事務局からお知らせとお願い



◆ 消費税に関する届出はお済みですか？

令和4年分の課税売上高が1,000万円を超えた方、インボイス登録をされた方は、令和6年分は消費税の申告が必要となります。

消費税の計算方法には「一般(本則)課税」と「簡易課税」があります。どちらを選択するかで納付する消費税額に差が出る場合があります。令和7年に「簡易課税」を選択する場合には、**令和6年12月31日(火)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」**を税務署へ提出しなければなりません。見込み納税額をご一緒に計算してみませんか？

令和4年分の決算書控、令和6年分のデータ又は帳簿をご持参のうえ**12月27日(金)**までにご来館ください。

◆ 減価償却費計算書発送のご案内

減価償却計算書(提出用・控用)の用紙を手書き帳簿の方に郵送しました。お手元に届いた減価償却計算書を確認して、**必ず確定申告相談会**にご持参ください。また、確定申告相談会では、時間の都合上、**減価償却費の計算は行えません。**

令和6年中に10万円以上の事業用資産の購入、賃貸物件のリフォーム等がある方は見積書と詳細のわかるものをご持参のうえ、必ず**12月27日(金)までに**、ご来館ください。また、確定申告相談会に減価償却計算書を忘れた場合印刷手数料50円を頂きます。

◆ 年末年始休暇のお知らせ

12月28日(土)～1月5日(日)まで閉館となります。

◆ 鎌ヶ谷、流山分室開館時間変更のご案内

12月 2日(月)～ 12月 27日(金)	午前9:00 ～ 午後5:00	月曜日～木曜日
1月 6日(月)～ 2月 28日(金)	午前9:00 ～ 午後5:00	月曜日～金曜日
3月 3日(月)～ 3月 17日(月)	閉 館	



◆ 土曜日 開館のご案内《完全予約制》

〈相談会日程〉 11月 9日、16日、30日 ・ 12月7日、14日

〈開館時間〉 午前9時～正午(相談時間は60分間です)

※ 前日までに**必ず予約**をお願いいたします。前日までに予約がない場合は閉館させていただきます。

土曜日は予約多数でキャンセル待ちの方もいらっしゃるため、キャンセルする場合は、必ずお早めにご連絡ください。

《年末調整相談会》

専従者・従業員のいらっしゃる方へ

源泉所得税納付期限は

令和7年1月20日(月) です(納特である場合のみ)

《ご持参ください》

- ① 令和5年分・令和6年分源泉徴収簿
- ② 領収済通知書(納付書)
- ③ 令和6年1月～6月分納付書控
- ④ 従業員の控除証明書(生命保険控除証明書)等
- ⑤ 事業主、従業員本人、扶養家族個人番号

※注意事項※

納付書の徴収税額が0円でも税務署へ提出が必要です。なお、マイナンバー制度の導入により個人情報保護の観点から給与支払報告書のお預かりをしておりません。事業主様ご自身で市役所、区役所などへご提出をして下さい。1月24日以降は確定申告書相談会のため、給与源泉・年末調整の指導はできません。

年末調整相談会指導料金(期限内に限る)

従業員(専従者含む)5名まで	現状通り
従業員(専従者含む)6名以上の場合1名につき	1,000円



税務署からのお知らせ

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は**加算税が重くなります**

改正
内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、**売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重**される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う**個人事業者**
- ✓ **法人**
- ✓ 消費税の**課税事業者**

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ **仕訳帳・総勘定元帳**の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ **売上帳・現金出納帳**などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

『青法税会』講演会開催のご案内

令和6年11月22日(金)松戸商工会議所において、13時30分から「松戸法人会・千葉県税理士会松戸支部・松戸青色申告会」の三会合同で講演会を開催いたします。



吉田税務署長

第一部 13時35分～ 松戸税務署長 吉田 正己 氏 講演
演題 「国税査察制度～脱税は、犯罪。～」

第二部 14時40分～ 千葉県税理士会常務理事 小林 孝夫 氏
による研修会
演題 「税制と仏教」



森永 康平 氏

第三部 15時00分～ 森永 康平 氏 講演
演題 「投資初心者が知るべき投資と経済の基礎」

☆税に関する書道作品展☆



租税教育の一環として「税に関する書道作品展」を開催します。書道の指導をされている、阿部桂石先生に審査していただき、優秀作品20点を選出いたしました。

松戸市、流山市、鎌ヶ谷市の公立中学校のご協力で141点の書道作品の応募をいただきました。ご協力ありがとうございました。下記日程で各市の学校作品を市役所に展示いたします。

展示場所	展示期間
松戸市役所	11月11日(月)～11月15日(金)
流山市役所	11月13日(水)～11月19日(火)
鎌ヶ谷市役所	11月11日(月)～11月15日(金)



書道作品審査の様子

中小企業のための 自動車共済



事故処理体制が充実！
しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-22-2

千葉中央駅前ビル6階

電話 043-224-5222



《ペットの葬儀と供養・慰霊は》

(有)松戸ペット霊園

松戸市立病院より車で約1分

マミーマートの裏です

〒270-0025

松戸市中和倉45

電話 047-341-1294

